

北海道情報大学ホームページ運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）がインターネットで公開する本学ホームページ（以下「本学ホームページ」という。）の内容等の企画の適正かつ効率的な運用について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「本学ホームページ」とは、公式ホームページ（<https://www.dohohodai.ac.jp>）及び公式ホームページからリンクされた部局のホームページをいう。

2 この規程において「部局」とは、情報センター長が定める本学ホームページ掲載項目の情報を提供する学部等をいう。

(本学ホームページの掲載事項の基準)

第3条 本学ホームページの内容は、原則として教育研究を目的とし、本学の広報としてふさわしいものであって、適切さ、正確さ及び新しさに配慮するものとする。この場合において、次に掲げる情報又は方法は、提供してはならない。

- (1) 人権を侵害する、又は侵害するおそれのある情報
- (2) 知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある情報
- (3) プライバシーを侵害する、又は侵害するおそれのある情報
- (4) 個人若しくは特定の団体をひぼう若しくは中傷する、又はひぼう若しくは中傷するおそれのある情報
- (5) 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法

(総括管理者)

第4条 本学ホームページによる適切な広報を確保するため、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、情報センター長が指名した者をもって充てる。
- 3 総括管理者は、本学ホームページを管理するとともに、本学ホームページに関わる学外との円滑な連絡調整に当たるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局が提供するホームページを管理するため、部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、部局の長をもって充てる。
- 3 部局責任者は、問い合わせ先を明記することにより、部局が提供するホームページの管理に責任を持つものとする。
- 4 部局責任者は、第3条の規定に基づき掲載内容を検討し、遵守されていないときは、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 部局責任者は、部局が提供するホームページの企画及び運用に関する必要な事項を定めるものとする。

(管理運用)

第6条 本学ホームページの管理は、情報センターが行い、運用は情報システム管理室が行う。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、情報センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本学ホームページに関し必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。